

○ 全国交通安全運動の推進に関する基本方針について

平成 12 年 12 月 26 日
中央交通安全対策会議決定

全国交通安全運動は、これまで交通対策本部（「交通対策本部の設置について」（昭和 35 年 12 月 16 日閣議決定）により設置された交通対策本部をいう。以下「旧交通対策本部」という。）が各回ごとに決定する実施要綱に基づき推進してきたところであるが、この度旧交通対策本部が平成 13 年 1 月 6 日をもって廃止されることとなったので、同日以後は、下記の基本方針により、「中央交通安全対策会議の施策推進機能の強化について」（平成 12 年 12 月 26 日中央交通安全対策会議決定）に基づき新たに設けられた交通対策本部が定める推進要綱に基づき引き続き推進することとする。

なお、同日をもって「全国交通安全運動の期間の指定について」（昭和 51 年 6 月 15 日旧交通対策本部決定）及び「全国交通安全運動の主催及び協賛団体の資格要件の基準について」（昭和 51 年 6 月 15 日交通対策本部幹事申合せ）は、廃止される。

記

1 目的

本運動は、国民一人一人に交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 回数

毎年、春秋 2 回とする。

3 推進期間

春については 4 月 6 日から、秋については 9 月 21 日から、それぞれ 10 日間とする。ただし、当該運動の推進時期をやむを得ない事情がある場合には、交通対策本部の定める推進要綱によりこれと異なる期間を定めることができる。

4 主催及び協賛団体の資格要件の基準

主催及び協賛団体の資格要件は、原則として次の各項に掲げる事項のすべてを満たすものであることとする。

(1) 主催

- ア 国、地方公共団体、特殊法人又はこれに準ずる公益法人であること。
- イ 運動を効果的に推進するにふさわしい業務内容を有するものであること。

(2) 協賛

ア 前項イに該当する団体であること。

イ 業務範囲が全国に及ぶものであるとともに、各地方に出先機関等があること。

ウ 主催省庁から協賛団体としてふさわしいものと推薦されたものであること。

5 前項までに定めるもののほか、全国交通安全運動の推進に関する事項については、交通対策本部が定める。